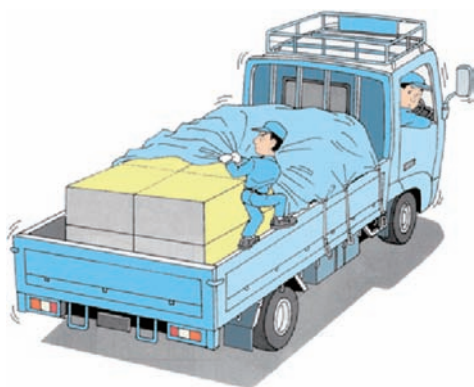


荷主の皆さまへ

自社構内での荷役作業の安全確保に ご協力ください

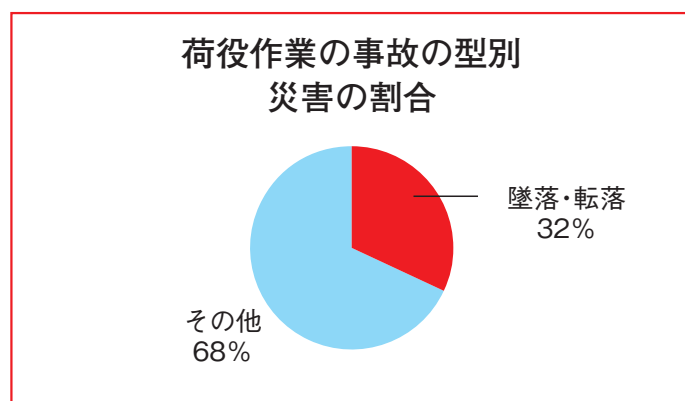


● 多くのトラック運転者が荷役作業中に被災しています。

その多くは荷主の事業場で発生しています。



荷役作業中の災害は墜落・転落が 3 割以上を占めています。



資料：厚生労働省「労働災害原因要素の分析」
(平成21年陸運業：休業4日以上死傷者数総数13,338人)



● 運送業者は荷主の皆さまに協力を求めています。



● 運送業者と協力して、荷役作業時の労働災害を防ぎましょう！



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

荷役作業での安全確保のための荷主の実施事項

以下の5項目の実施をお願いします。

- A** 運送業者(以下、陸運事業者)との協議の場の設置
- B** 安全作業連絡書による陸運事業者への荷役作業の有無、内容、役割分担などの通知
- C** 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策
- D** 自社と他社の労働者が混在して作業する場合の安全対策
- E** 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の措置

A 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場を設置しましょう

荷主等(※)の管理する事業場における荷役作業の安全確保のために、陸運事業者との協議の場を設置し、互いに荷役作業に関する連絡調整が十分に行える体制を整備する。

以下の B ～ E の事項が適切に実施されるよう、連絡調整を十分にしましょう。

※「荷主等」とは、荷主、配送先、元請事業者等をいいます



B 荷役作業の有無、内容、役割分担などを陸運事業者へ通知しましょう

荷主等の事業場における陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担などについて、「安全作業連絡書」(次ページ)を活用し、事前に陸運事業者へ通知する。

また、通知する際には、作業員や運転者が必要な資格を有すること、作業指揮者教育(車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育)が実施されていることを、その陸運事業者を確認する。

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主または配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

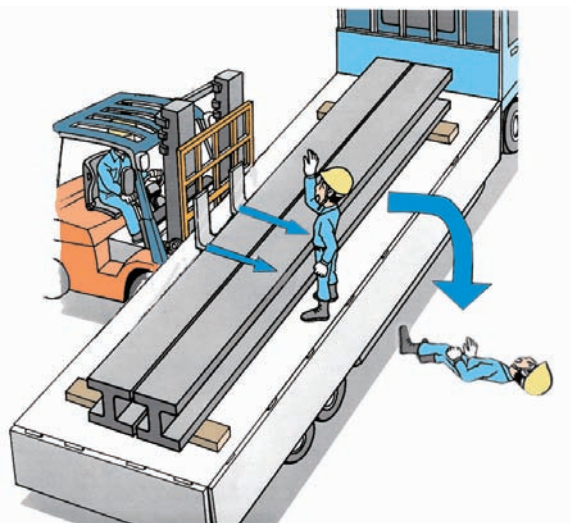
発		地		着		地	
積込作業月日		月 日 ()		取卸作業月日		月 日 ()	
積込開始時刻		時 分		取卸開始時刻		時 分	
積込終了時刻		時 分		取卸終了時刻		時 分	
積込場所		1. 屋内 2. 屋外		取卸場所		1. 屋内 2. 屋外	
		1. 荷主専用荷捌場				1. 荷主専用荷捌場	
		2. トラクターミナル				2. トラクターミナル	
		3. その他 ()				3. その他 ()	
積荷	品 名						
	(危険・有害性)	有 ・ 無 ()					
	数 量						
	総重量	kg (kg / 個)					
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()					
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同		取卸作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	
	作業者数	名			作業者数	名	
	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()			使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()	
免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()		免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
その他特記事項 ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。							

C 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策（作業手順・安全設備）を講じましょう

- ① 貨物自動車の荷台など高所での荷役作業を陸運事業者に行わせる場合には、陸運事業者と連携の上、リスクアセスメントを実施するとともに、その結果に基づき、適切なリスク低減対策（安全対策）を実施する。
- ② 貨物自動車の荷台で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床など墜落転落防止のための設備を設置すること。その際、設備については、適正な構造要件を確保するとともに、点検、整備を実施する。
- ③ 安全な荷役作業を行うための作業手順の作成に協力し、作業の立ち会いや作業場所の巡視により、作業手順を順守していることを確認する。
- ④ 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置など荷役作業施設の安全化を図る。

D 自社の労働者と自社以外の労働者が共同して作業する場合の安全対策を講じましょう

- ① 上記 **C** の全ての事項を実施する。
- ② 陸運事業者と協議の上、自社と陸運事業者が共同で行う荷役作業の役割分担を明確に取り決めるとともに、あらかじめ、作業間の連絡調整が円滑になされるようにする。
- ③ 陸運事業者の労働者が施設内で関わる全ての荷役作業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間などを記入した書面を作成し、これを各荷役作業の班長および作業者等に交付するなどして作業間の連絡調整を行い、安全な作業を確保する。
- ④ 荷役作業の現場において、陸運事業者の労働者に対して墜落時保護用の保護帽の着用や、フォークリフトの用途外使用の禁止など、法令に違反しないよう、必要な指導を行う。また、その作業が法令に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行う。



荷主の自社構内に墜落防止設備を設置した事例

例1 昇降設備の設置



荷台からの飛び降り防止として、移動式の昇降設備を屋内の積降場に常設している。

例2 移動式プラットフォーム



キャスター付きのリフターを利用した移動式のプラットフォームである。移動にはキャスターを利用する。プラットフォームの高さはリフターで調整できるため、4トン車や10トン車の平ボディーでも利用可能である。ただしプラットフォームの保管場所が必要である。



例3 トラック荷台からの墜落防止設備

トラックを製造現場の建屋に進入させた後、荷台の両横と後方に移動式の手すりのついた作業床（架台）を設置し、荷役作業時の墜落を防止するもの。



架台セット完了



シート掛け作業風景

例4 荷の積卸場所に、墜落防止のための作業床を設置



作業床を使用する前



作業床を使用

E 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合は、次の事項に留意しましょう

- ① 運転技能講習修了証を携帯していることを確認する。
最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は、特別教育を受けていることを確認する。
- ② フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性を確認したものを貸与する。
- ③ 作業者が必要な資格等を持っていない場合、その資格等を持っている自社の作業者に使用させる。

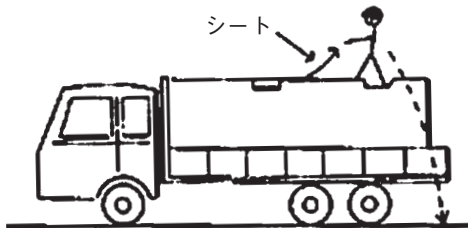
(フォークリフトによる災害の例)



荷役作業中の災害事例

1 シート掛け作業中、トラックの積荷上から転落して死亡

災害発生現場見取図



S運輸会社のトラック運転者である被災者Aは、荷主であるT住宅建材製造会社、Y工場より住宅建材を輸送することになった。

Aは、被災当日午後4時頃、T会社Y工場において、積み込み作業を開始した。積み込み作業は、作業マニュアルに基づき、Y工場の作業指揮者B（安全担当者）、Y工場関連会社運輸部のフォークリフト運転者Cとともに行った。

積み込み作業完了後、作業指揮者Bは、Aにロープ掛け・シート掛け作業について安全面の注意をしてから、次のトラック積み込み作業のため、フォークリフト運転者Cとともに移動した。

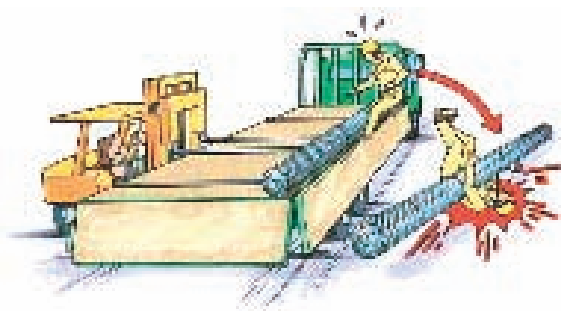
20分ほど経過した頃、近くで積み込み作業の指揮をしていたBが、物音に気付いて振り返って見ると、Aがアスファルト路上に仰向けの状態で倒れていた。

直ちにAは救急車で近くの病院に搬送されたが、間もなく死亡した。

Aは、積荷の上で、後方に下がりながらシート掛け作業を行っていて、建材の凸凹に足をとられて落下し、「あおり」に足をひっかけ路上に転落したと推定される。

Aは保護帽を着用していたが、あごひもが緩んでいたためか、転落場所の近くに転がっており、保護帽の役割を果たしていなかった。

2 トラックの荷台から鋼材束とともに転落して死亡



一般貨物自動車運送業に所属する被災者Dは、災害発生当日、4トントラックを運転して荷主先に行き、建材用鋼材束4束を積み込んで、荷卸し先のX事業場に到着した。

荷卸し作業は、X事業場の戸外作業場で、Dがトラックの荷台の上に乗る、X事業場の代表者Eがフォークリフト（最大積載荷重2トン）を運転して行った。

まず、鋼材3束の下にフォークを差し込み、まとめて荷卸し、続いて、残り1束(重量1トン)を荷卸ししようとしたところ、荷がフォークの先端からずり落ちてDにのしかかり、Dの両足が、荷とトラックの「あおり」との間に挟まれた。

フォークリフトを運転していたEが助け出そうとして、閉じていた「あおり」を開いたところ、Dは鋼材束を腹部に受ける形で荷とともに転落。下敷きとなったDは死亡した。作業場所はフォークの前方やや下り、傾斜していた。